

## 退職後の医療保険制度

退職後の医療保険はケースによって異なります。

### ① 再就職する

再就職先の健康保険に加入します。一定の要件を満たす短時間労働者（パート勤務など）も同様です。就職先が公務員などの場合は各種共済組合に加入します。

### ② 任意継続被保険者になる

退職などによって被保険者の資格を失っても、一定の条件を満たせば、2年間継続して被保険者になることができます。

### ③ 被扶養者になる

退職後、収入の見込みが年間130万円（60歳以上は180万円）未満の場合、家族が加入している健康保険の被扶養者になることができます。

**（加入についての詳細な条件等は扶養加入を申し込む保険者にご確認ください。）**

### ④ 国民健康保険に加入する

①②③以外で75歳未満の方が加入します。保険料は前年の収入によって決まります。退職後、14日以内に居住地の市（区）町村で手続きが必要です。

また、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人は、すべて「後期高齢者医療制度」に加入します。加入手続き等は各都道府県の後期高齢者医療広域連合にご確認ください。

※②の任意継続被保険者となる場合は、「任意継続被保険者資格取得申出書」を当健保組合に資格喪失後20日以内に郵送で必着となるよう提出してください。

※③・④に加入される方で、当健保組合の資格喪失証明書を希望される方は、「健康保険被保険者資格喪失証明書発行申請書」を当健保組合に送付してください。被保険者・被扶養者の資格を喪失した事実が確認できた後に、当健保組合から証明書を郵送します。

証明書は申請がない場合は発行されませんので、必ず発行の申請をしてください。